

集積化MEMS技術研究会規約

平成20年6月1日施行
平成21年1月19日一部改正
平成22年3月18日一部改正
平成24年3月16日一部改正
平成26年3月17日一部改正
平成28年3月19日一部改正
平成28年12月20日一部改正
平成29年10月1日一部改正
令和2年1月7日一部改正

集積化MEMS技術研究会内規を次の通り定める。本内規に定めのない事項については応用物理学会研究会内規に準じるものとする。

1. 名称 本研究会は、集積化MEMS技術研究会と称する。
2. 目的 本研究会は、集積化MEMS技術研究の推進および国内普及をはかることを目的とする。
3. 事業 本研究会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1) シンポジウム企画、研究会などの主催。
 - 2) 案内、お知らせのホームページ上での広報活動。
 - 3) その他本研究会の目的達成に必要な事業。
4. 会員
 - 1) 本研究会は、前項の目的に賛同する下記の会員により組織する。
 - 1-1) 特別会員
 - 1-2) 応用物理学会会員以外（A会員）
 - 1-3) 応用物理学会会員（B会員）
 - 1-4) 賛助会員
 - 1-5) 学生（学生会員）ただし、社会人学生を除く
 - 2) 本研究会の名誉を棄損し、また研究会の目的に反するような行動があったとき、および会費滞納が2か年以上になる場合は、研究会会員を除名することができる。
 - 3) 特別会員とは、委員長が指名し認められた会員とする。また、特別会員は、本研究会の運営委員会に帰属する。ただし、本研究会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な

範囲の活動を行うものとする。

4) 特別会員に対し委員長の判断により、感謝の意を示す盾を授与するものとする。授与は、本研究会で実施するイベントにて実施するものとする。

5) 賛助会員となった団体には、3名までの本研究会で開催する各種イベントへの参加費を無料とする。また、団体の中から代表者として1名運営委員会に参加する資格が付与されるものとする。

5. 会費

1) 研究会員は、次年度年会費を前年度3月末日までに所定の銀行口座に納めるものとする。(ただし、本会費は応用物理学会会費とは異なる)

2) A会員、B会員、賛助会員の会費は別途付則により定める。学生会員の年会費は無料とする。

3) 特別会員の年会費は無料とする。ただし、本研究会で実施するイベントについては参加費を有料とする。

6. 運営委員会

1) 本研究会に次の役員をおく。

1-1) 委員長、副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報、企画運営委員、特別会員からなる。

2) 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。

3) 運営委員会に事務局を設ける。事務局は、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報から構成される。事務局は、各種資料作成、情報管理を行う。また、議事録をはじめ研究会運営に伴う報告書類の作成管理を行う。さらに、応用物理学会本部および対外的な対応及び会員の窓口として業務を実施する。

4) 役員の担務

4-1) 委員長は、運営委員会会務を総括し、委員会の開催、規則の制定および改定、役員の選任、事業計画、事業報告、収支予算・決算、その他重要事項の承認を求める。

4-2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4-3) 顧問は、委員長、副委員長から意見を求められた時に適切な対応をするものとし、本運営委員会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。

4-4) 監事は、委員長、副委員長、顧問、幹事、事務局運営の補佐を行うものとする。

4-5) 幹事は、運営委員会の運営管理を行い、運営委員会を円滑に推進するために事務局を統括する。応用物理学会本部との連絡・窓口を行う。

4-6) 副幹事は、幹事を補佐するものとする。

4-7) 広報は、ホームページの管理更新、パンフ作成により宣伝アピール活動を行う。

- 4-8) 副広報は、広報を補佐するものとする。
- 4-9) 会計は年度毎に予算案を立案、会計報告を行う。また、入会担当、メーリングリストの管理も兼務とする。運営委員は企画を担当し幹事を補佐する。運営を行うにあたり各運営担務内容が重複することを認め互いに協力的に円滑に進めるものとする。
- 4-10) 副会計は、会計を補佐するものとする。
- 4-11) 企画運営委員は、運営委員会の各企画の運営に協力するとともに指名された企画を遂行するものとする。
- 5) 役員の選任は次による。
- 5-1) 委員長は、現委員長が次期委員長を推薦し運営委員会の過半数の賛同により決定する。推薦に際し、顧問に判断をゆだねることを可能とする。
- 5-2) 副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報、企画運営委員は、委員長が指名する。
- 5-3) 役員の任期は年度毎もしくは必要に応じて委員長の判断により見直しを行う。
- 5-4) 新たな役員の選出は、運営委員による推薦を可能とし、メール審議（運営委員過半数）のもと選任し、委員長により任命する。
- 6) 役員は本研究会の会員とする。
- 7) 役員の任期は次の通りとする。委員長、副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報、企画運営委員の任期は2年とする。（但し再選を妨げない）
- 8) 本運営委員会で実施する企画として、研究会、ワークショップ、応用物理学会講演会半導体 13.4、集積化 MEMS シンポジウム、応用物理学会講演会シンポジウムを実施するものとする。
- 8-1) 各企画を遂行する統括、実行委員長、副実行委員長、運営委員を委員長が任命する。統括は、委員長もしくは副委員長が実施する。
- 8-2) 実行委員長、副実行委員長、運営委員の任期は1年とする。
- 8-3) 実行委員長は副実行委員長を推薦することとする。副実行委員長は、次期実行委員長であり、実行委員長は、次期副委員長を、研究会委員長と相談の上推薦し、任命する。

8-4) 研究会

- 8-4-1) 開催回数と開催時期及び選定期間：毎年少なくとも1回の開催を行う。例年5月開催とする。開催場所日程の決定をその年の1月に行う。プログラム作成後、3月の委員会にて会告案を提示することとする。応用物理学会ホームページ掲載を作成する。
- 8-4-2) 実行委員長は、開催に伴う日程調整、会場選定、招待講演者選定を行い最終決定については統括及び研究会委員長に委ねるものとする。
- 8-4-3) 研究会当日および準備：実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協

議の上、見学会場及び調整、予稿原稿取り纏め、予稿集作成、会場設営、現地案内先導を計画する。

8-4-4) 懇親会開催：実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協議の上、懇親会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。

8-4-5) 事務局は、参加者出欠確認、現地謝金準備、招待講演者謝金準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、会告ホームページアップ、応用物理学会ホームページ掲載手続き、写真撮影を行う。

8-4-6) 招待講演者への謝金と交通費：招待講演者に謝金を支払うものとする。ただし、招待講演者が本運営委員会に所属する場合は謝金を支払われないものとする。また、交通費の支給はしないこととする。

8-5) ワークショップ

8-5-1) 開催回数と開催時期及び選定期限：毎年少なくとも1回の開催を行う。例年7月開催とする。開催場所日程の決定をその年の3月に行う。4月にメールで運営委員会に会告案を提示するとともに会告ホームページ、応用物理学会ホームページ案を作成する。

8-5-2) 実行委員長は、開催に伴う日程調整、会場選定、招待講演者選定を行い最終決定については統括及び委員長に委ねるものとする。

8-5-3) ポスター投稿募集のための広報：実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協議し、広報を実施する。

8-5-4) ワークショップ当日および準備：実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協議の上、見学会場及び調整、座長選定、プログラム作成、予稿原稿取り纏め、予稿集作成、会場設営、現地案内先導を計画する。

8-5-5) ポスター賞審査：審査委員選定、審査、集計を論文委員会に委ねるものとする。審査結果の周知を事務局が行うこととする。

8-5-6) 懇親会開催：実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協議の上、懇親会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。

8-5-7) 事務局は、参加者出欠確認、現地謝金準備、講師謝金準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、会告ホームページアップ、応用物理学会ホームページ掲載手続き、写真撮影を行う。

8-5-8) 招待講演者への謝金と交通費：招待講演者に謝金を支払うものとする。ただし、招待講演者が本運営委員会に所属する場合は謝金を支払われないものとする。また、交通費の支給はしないこととする。

8-6) 半導体 A13.4

8-6-1) 開催回数と開催時期及び選定期限：毎年開催される応用物理学会中分類 13.4

の春、秋の講演について企画を行う。開催に関する最終決定については大分類世話人、中分類世話人、に委ねるものとする。

8-6-2) 実行委員長は、開催に伴う日程調整を事務局と協議し運営委員会及び懇親会日程を決定する。

8-6-3) 講演企画：実行委員長は副実行委員長、運営委員と協議し、プログラム作成、大分類、中分類世話人と調整、座長選定、奨励賞審査員選定、ポスター賞審査員選定、注目論文推薦書作成、感想文作成を行う。

8-6-4) シンポジウム同時開催：実行委員長は、講演会開催中にシンポジウム企画を本研究会が実施する場合は、大分類世話人に内容の確認と調整を行うこととする。

8-6-5) 運営委員会：春の講演会開催中に運営委員会を実施するものとする。研究会委員長が必要と判断した場合は、秋の講演会開催中に運営委員会を開催することも可能とする。

8-6-6) 懇親会開催：春の講演会において懇親会を実施する。実行委員長は副実行委員長、運営委員と事務局と協議の上、懇親会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。

8-6-7) 事務局は、運営委員会の準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、写真撮影を行う。

8-7) 集積化 MEMS シンポジウム

8-7-1) 開催回数と開催時期及び選定期間：電気学会主催のセンサシンポジウムに同時開催として集積化 MEMS シンポジウムを企画開催する。開催規約はセンサシンポジウム実行委員会規約に準じるものとする。

8-7-2) 実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と及びセンサシンポジウム実行委員会、本研究会論文委員会と協議の上担務の分担を行う。開催に関する最終決定については統括及び研究会委員長に委ねるものとする。実行委員長および論文委員長はセンサシンポジウム実行委員会からの問い合わせについて、必要な場合はメール審議を実施するものとする。

8-7-3) 実行委員会と論文委員会の連携：シンポジウムの継続性、円滑な連携と遂行を図るために、副実行委員長は次期実行委員長とする。また、副実行委員長は論文委員長を兼務することとする。副論文委員長は次期論文委員長となる。したがって、実行委員長と副実行委員長は研究会委員長と協議の上副論文委員長の選任を行うものとする。

8-7-4) 集積化 MEMS シンポジウム実行委員会：実行委員長は、本集積化 MEMS シンポジウム実行委員会の構成案を作成しセンサシンポジウム事務局に報告する。実行委員会は、実行委員長、副実行委員長、事務局から構成される。

8-7-5) 集積化 MEMS シンポジウム論文委員会：実行委員長は、論文委員長と協議し、

本集積化 MEMS シンポジウム論文委員会として本研究会論文委員会をセンサシンポジウム事務局に報告する。論文委員会は、論文委員長、副実行委員長、論文委員長が任命した論文委員から構成される。

8-7-6) 論文審査：論文委員長は審査委員選定、論文審査票準備、集計、審査結果審議を行う。採択結果についてはセンサシンポジウム事務局に報告する。論文表彰についての論文審査は、本研究会表彰規定に従うものとする

8-7-7) 運営委員会：開催中に運営委員会を実施するものとする。実行委員長は、事務局と協議の上日程と場所をセンサシンポジウム事務局に報告するものとする。

8-7-8) 懇親会開催：事務局は、懇親会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。

8-7-9) 事務局は、運営委員会の準備、懇親会出欠確認、応用物理学会ホームページ掲載手続き、受賞者への通知を行うものとし、招待講演者謝金準備、懇親会費準備・清算、会費（納品書、入会手続き）対応を行い、会告ホームページアップ、写真撮影（シンポジウム、懇親会）を行うものとする。

8-7-10) 招待講演者への謝金と交通費：招待講演者に謝金を支払うものとする。ただし、招待講演者が本運営委員会に所属する場合は謝金を支払われないものとする。また、交通費の支給はしないこととする。

8-8) 応用物理学会シンポジウム

8-8-1) 開催回数と開催時期及び選定期：毎年開催される応用物理学会講演会の春にシンポジウムを行う。テーマについては大分類世話人、半導体 13.4 の実行委員長と調整し、最終決定については統括および研究会委員長に委ねるものとする。

8-8-2) 実行委員長は、開催に伴う日程調整を半導体 13.4 の実行委員長および事務局と協議し運営委員会及び懇親会日程を決定する。

8-8-3) シンポジウム企画：実行委員長は副実行委員長、運営委員と協議し、企画提案、招待講演者選定、シンポジウム申請書作成、プログラム作成、座長選定、会告作成、感想文作成を行う。申請は 11 月中旬なので本企画最終案を 10 月の運営委員会に提案するものとする。

8-8-4) 懇親会開催：春の講演会において懇親会を実施する。実行委員長は副実行委員長、運営委員、半導体 13.4 の実行委員長および事務局と協議の上、懇親会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。招待講演者を懇親会に招待する手配を実行委員長は実施する。

8-8-7) 事務局は、運営委員会の準備、招待講演者の謝金準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、広報が会告ホームページアップ、写真撮影を行う。

8-8-8) 招待講演者への謝金と交通費：招待講演者に謝金を支払うものとする。ただし、招待講演者が本運営委員会に所属する場合は謝金を支払われないものとする。ま

た、研究会からの交通費の支給はしないこととするが、招待講演者が応用物理学会会員でない場合は、応用物理学会より支給がある場合がある。

9) 論文委員会

本運営委員会に論文委員会を設置する。論文委員長および副論文委員長を研究会委員長が任命する。論文委員長は適宜論文委員会に必要な論文委員を指名することができる。本論文委員会は、集積化 MEMS シンポジウムおよびワークショップ開催時の論文審査を行う。また、企画により論文委員会に審査等を要求された場合、適宜対応するものとする。

10) メール審議

本運営委員会においてメール審議を可能とする。運営委員は、議題をメールにて自主的もしくは幹事に委託し運営委員会に審議依頼を行い、メール返信における過半数をもって可否を判断する。ただし、議題の内容によっては、研究会委員長の裁量の範囲内において研究会委員長の判断にゆだねられることもあることとする。

11) 協賛および共催の手続き

11-1) 協賛: 研究会会員および運営委員が関与する企画団体よりイベント開催の協賛依頼を受けることを可能とする。ただし、依頼者より幹事および研究会委員長の許可を得るものとする。また、研究会ホームページにイベントを掲載することを可能とする。

11-2) 共催: 研究会会員および運営委員が関与する企画団体よりイベント開催の共催依頼に関しては応用物理学会本部のルールに従うものとする。

12) ホームページ掲載依頼

研究会会員および運営委員が関与する企画団体よりイベント開催のホームページ掲載依頼を受けることを可能とする。ただし、依頼者より幹事および研究会委員長の許可を得るものとする。許可を得たのち広報担当と掲載について協議するものとする。

7. 会計

本会の事業遂行に要する費用は学会援助金、会費、寄付金およびその他の収入による。研究会の資産は研究会に帰属する。

1) 本会の終結に伴う会費残金は、応用物理学会に帰属するものとする。

8. 改定

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本内規を改定することができる。

9. 本研究会の時限

年度毎研究会継続について運営委員会において審議する。

付則

- 1) 本規則は平成20年6月1日より実施する。
- 2) A会員及びB会員の年会費は3000円、賛助会員は20000円とする。
- 3) 入会の時期により、会費を以下に定める。4－9月末までの期間中の入会は会費を一年分とする。10月から12月末までの期間中の入会は半額とする。1月から3月末までの期間中の入会は、当年度分の会費を無料とし、次年度会費として扱い1年分とする。
- 4) 付則第三項の適用は平成21年1月から適用とする。

規約改定

- 1) 本規則は平成22年3月18日に改定する。
- 2) 本規則は平成24年3月16日に改定する。
- 3) 本規則は平成26年3月17日に改定する。
- 4) 本規則は平成28年3月19日に改定する。
- 5) 本規則は平成28年12月20日に改定する。
- 6) 本規則は平成29年10月01日に改定する。
- 7) 本規則は令和2年1月7日に改定する。

注記

本規約改定を実施するとともに、応用物理学会会員への加入については研究会会員の自主判断にゆだねるものとするが、できるだけ会員となることを推奨する。